

平成29・30年度公益社団法人あおもり農林業支援センター
建設工事（機械器具設置工事）競争入札参加資格審査申請要領

平成29・30年度に公益社団法人あおもり農林業支援センターが発注する建設工事（機械器具設置工事）の競争入札に参加しようとする者は、次により関係書類を提出するものとする。

1 資格対象者

入札に参加できる者は、申請の属する月の初日（基準日）に次の要件を満たす者とする。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 不正行為等により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。
- (4) 青森県内又は岩手県内のうち盛岡市以北に本店、支店又は営業所を置く者であること。
- (5) 対象業種（機械器具設置工事）について、建設業法第27条第23第1項による経営事項審査を受け、かつ有効な（当該経営事項審査の基準となった決算年月日から1年7か月以上経過していない）総合評定値の通知を受けていること。
- (6) (5)の経営事項審査の結果通知において、機械器具設置工事について完成工事高があること。
- (7) 青森県内に本店、支店又は営業所を有する者は、青森県の県税に滞納がないこと。
- (8) 青森県に納税義務がない者は、本店が所在する都道府県の法人税に滞納がないこと。
- (9) 労働保険及び社会保険に加入し、かつその保険料の未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 申請しようとする業種（機械器具設置工事）において、有資格技術職員又は実務経験による技術職員が2人以上いること。
- (12) 青森県の建設工事競争入札参加資格者（機械器具設置工事）を除く。

2 申請の受付期間

公告の日から平成31年3月31日までとする。

3 資格審査結果の通知

資格審査結果については、概ね40日以内に資格審査を受けた者に通知する。

4 入札参加資格の有効期間

資格の認定結果のあった日から平成31年3月31日までとする。

5 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が支店又は営業所の代表者等に1年間を通じて入札、契

約の締結・代金の請求・受領などの権限を委任する場合に提出するものとする（様式：任意）。

また、年間委任状の委任期間は、1年間限りとする。

6 申請書等の提出先

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1

公益社団法人 あおもり農林業支援センター

総務・担い手支援課 畜産振興グループ 担当田村あて

申請書の作成要領

1 様式の入手方法

公益社団法人あおもり農林業支援センターホームページから申請書の様式をダウンロードできます。

(<http://www.aomori-norin.jp> → 畜産基盤整備 → 入札関係 → 機械器具設置工事入札参加資格審査申請書様式)

2 提出書類一覧

番号	申請書及び添付書類	摘要
1	提出書類一覧	
2	建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式1）	
3	建設業許可通知書の写し	
4	営業所一覧表（様式2）	青森県外に本店がある者
5	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
6	工事経歴書（様式3）	機械器具設置工事に係る直近4年分の主なものについて記載
7	青森県税納税証明書の原本	青森県に納税義務のある者 申請日以前30日以内のもの
8	都道府県税納税証明書の原本	青森県に納税義務のない者 申請日以前30日以内のもの

9	労働保険料（労災保険分＋雇用保険分）の申告書の写し又は労働保険組合の納入通知書の写し（申請日の属する年度の前年度分）	
1 1	社会保険料（健康保険分＋厚生年金分）の納入確認書の原本（写し可）又は領収書の写し（直前12ヶ月分）	
1 2	消費税及び地方消費税の納税証明書の原本	申請日以前90日以内のもの
1 3	技術職員調書（様式4）	

3 申請書等の記載要領

(1) 「提出書類一覧表」の記載要領

提出書類一覧の提出欄に提出したものに○印を記入してください。

(2) 建設業許可通知書の写し

建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」の写しを提出してください。

(3) 営業所一覧表

- ・ 提出が必要な方：青森県外に本店がある者
- ・ 提出書類：様式2

※公益社団法人あおもり農林業支援センターと請負契約手続きを行う予定となる営業所を記入してください。

(4) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ申請日現在で有効な（当該経営事項審査の基準となった決算年月日から1年7か月以上経過していない）総合評定値通知書の写しを提出してください。

(5) 工事経歴書

- ・ 提出書類：様式3

※機械器具設置工事に係る直近4年の間に完成した工事について、最終請負額が300万円以上のうち主なもの5件以上記載してください。

(6) 県税納税証明書関係

- ・ 提出が必要な方：青森県内に本店又は営業所を有する者及び青森県に納税義務がない者
- ・ 提出書類

① 青森県内に本店又は営業所を有する者

青森県地域県民局長が発行した青森県の県税に未納がないことの納税証明書の原本（証明年月日は、申請日以前30日以内のものとしします。）

② 青森県に納税義務がない者

本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことが確認できる納税証明書の原本（証明年月日は、申請日以前30日以内のものとしします。）

- ・ 提出が必要な方：青森県内に本店又は営業所を有する者及び青森県に納税義務がない者
- ・ 提出書類

(7) 労働保険関係

- ・ 提出が必要な方：労働保険の適用事業を行う者
- ・ 提出書類

① 申請日の属する年度の前年度分の概算・確定労働保険料申告書の写し

② 労働保険料領収書の写し

※ 提出書類①及び②の両方を提出してください。

※ 青森県内に本店がある者は、青森労働局発行のもの。

青森県外の建設業者は、本店所在地を所管する労働局及び青森労働局に申告・納付したものに限りします。

(8) 社会保険関係

- ・ 提出が必要な方：社会保険の適用事業所の事業者
- ・ 提出書類

社会保険料（健康保険分+厚生年金保険分）の納入確認書の原本（写し可）

※ 本店所在地を所管する日本年金機構年金事務所が発行する直前12か月分の社会保険料の納入確認書を提出してください。

健康保険に関して健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、健康保険組合が発行する健康保険料の納付証明書を提出し、厚生年金保険については、年金保険事務所が発行する厚生年金保険の納入確認書を提出してください。

(9) 消費税及び地方消費税関係

- ・ 提出が必要な方：消費税及び地方消費税の納入義務を有する者
- ・ 提出書類

消費税及び地方消費税の納税証明書の原本

※ 納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の原本（証明日は、申請日以前90日以内のものとしします。）

(10) 技術職員調書関係

- ・ 提出が必要な方：全ての申請者
- ・ 提出書類：様式4

※ 記載した職員に係る資格証の写し及び健康保険者証の写しを添付してください。